

国立大学法人等を巡る最近の 動向について

- 概要**
- ◆「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年3月文部科学大臣決定）」に基づき、国立大学等施設の戦略的リノベーションによる老朽改善を行い、教育研究環境の機能強化を図るとともに、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進する。
 - ◆ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備等のイノベーション・コモンズ（共創拠点）化を推進することにより、老朽改善、教育研究の高度化・多様化・国際化、地方創生や地域防災、イノベーション創出に貢献する。

事業内容

① 安全・安心な教育研究環境の整備

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



落下の危険がある外壁



老朽改善された施設

② イノベーション拠点の強化等

先端研究や人材育成等に貢献する機能強化、大学附属病院の再生



対面とオンラインを併用した教育環境



フレキシブルなオープンラボ

③ カーボンニュートラルに向けた取組

ZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



創エネルギー設備の整備



高効率空調の整備

老朽改善にあわせた機能強化等を行い、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野・場面・プレイヤーが共創できる拠点となる「イノベーション・コモンズ」の実現を目指す

他の大学・研究機関等との共創



研究者間の連携を促進する最先端研究の拠点

産業界との共創



体育館をリノベーションしたコワーキングスペース、スタートアップ創出拠点



学生と起業家・地元企業との交流を促進する共創の場

広域的・発展的な
大学間の連携

産学連携・実証実験



地方公共団体・地域社会との共創



地域の教育研究拠点として人材育成、地域課題の解決



災害発生時の医療提供の継続・避難所としての活用



※ZEB : Net Zero Energy Building の略称

目的

国立大学・高専等施設における安全・安心な教育研究環境の整備、教育研究を支えるイノベーション拠点の強化等により、地域防災や地方創生等の基盤づくりに貢献する。また、老朽化対策とあわせて2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進する。

事業内容

- ・国立大学・高専等施設の耐震対策及び防災機能強化、老朽改善、ライフライン更新
- ・老朽化対策と機能強化や省エネ化等の取組みの一体的整備等による教育研究基盤となるイノベーション拠点の整備 等

事業イメージ



事業効果

- ・災害発生時に学生・教職員等の生命を守り、教育研究活動を継続するため、安全・安心な教育研究環境を確保。
- ・用地取得不要で早期着手可能な事業が多く、地域の雇用を支える中小企業の受注が多いため、地域経済の活性化に貢献。

背景・課題

- ✓ 我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠
- ✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携をはかることで、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
 四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）抄】
 ・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。

事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援

【支援のスキーム（基金）】



【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】

1,498億円

- 事業実施期間：令和4年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件（申請毎に複数大学で連携）
- 支援対象：
 - 強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公立私立大学が、研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する取組（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）
 - ※ 5年目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目標）
- 支援内容：
 - 上記を具現化するために必要な設備等の整備（30億円程度/件）と合わせて、研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取組（5億円程度/件・年）を一体的に支援。
 - （注）設備について1大学あたり上限15億円、1件（申請）あたり支援総額は連携大学数等に応じて決定。

【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】

502億円

- 単価・件数：平均20億円程度 × 最大25件
 （1大学あたり上限10億円、申請毎の連携大学数・内容等に応じて交付額を決定。）
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に同じ）
 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要となる施設の整備を支援

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

- ✓ 研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張
- ✓ 戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着

我が国の科学技術力の飛躍的向上
 地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

令和4年度第2次補正予算額 3,002億円



文部科学省

背景・課題

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。
 - 一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。
- ※ 大学学部段階における理工系への入学者割合 **日本17%**、OECD平均 27%
- ※ 理系学部の学位取得者割合
【国際比較】 **日本 35%**、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
(注) 「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計
- デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」

(令和4年10月28日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動
：構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(※)、(略)等を進めていく。

※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

・成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設(文部科学省)

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

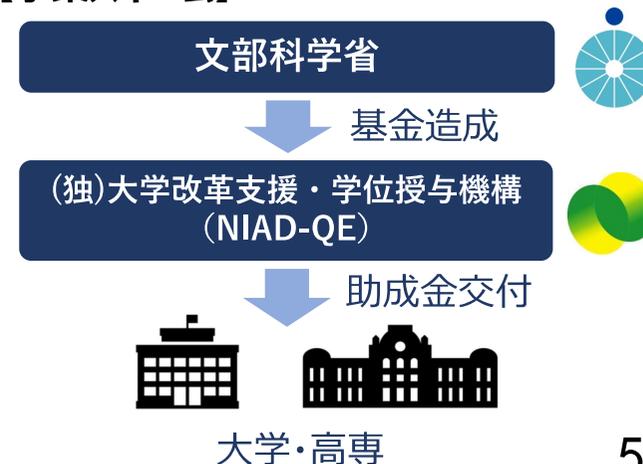
① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費（検討・準備段階から完成年度まで）
- 支援対象：私立・公立の大学

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費
高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公立の大学（大学院を含む）・高専

【事業スキーム】



【参考】国立大学法人等に活用が可能な文科省以外の主な補助金

- ※ 1 各補助金等の【事業概要】の内容は、文科省において主なものを抜粋したものであり、補助メニュー、補助条件等の詳細は要綱等を確認いただきたい。なお、事業によっては公募期間が終了している可能性もあること、補助の採択にあたっては予算の範囲内で行われることに留意。
- ※ 2 「カーボンニュートラルに向けた取組に対して」は、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み(環境省)」から抜粋したものの。

インキュベーション・産学融合拠点の整備に対して

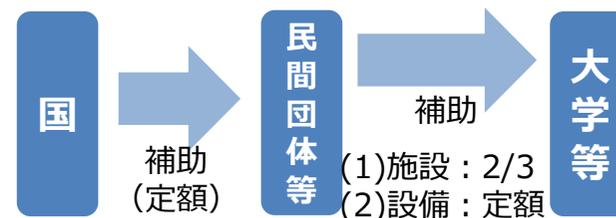
【背景】我が国のスタートアップの企業加速及びオープンイノベーションの推進について

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、**スタートアップの育成**は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵であることから、**5年10倍を視野**に計画を策定することとされている。

地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備 (経済産業省) 令和4年度第2次補正予算額 60億円(内数)

【事業概要】

大学等における、①**スタートアップ創出のためのインキュベーション施設**等、②**企業との共同実験施設・設備**等、③**オープンイノベーション推進施設**(例：コワーキングスペース整備、地域中核産業人材育成のための施設・設備整備等)に対して、施設整備に係る費用の2/3補助及び研究開発等に必要な機械装置の購入又は備え付けに必要な経費の定額補助を実施(1件10億円以内)。



カーボンニュートラルに向けた取組に対して

【背景】我が国の温室効果ガス削減目標について

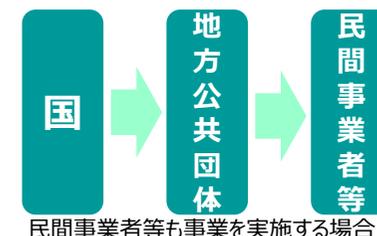
○「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)における中期目標として、**2030年度において、温室効果ガスを2013年度から全体で46%削減**することを目指すこととされ、**建築物**を含む業務その他部門については、**51%の削減率**が求められている。

地域脱炭素の推進のための交付金 (環境省)

令和5年度予算額(案) 350億円
令和4年度第2次補正予算額 50億円

【事業概要】

- ①**脱炭素先行地域づくり事業**：2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、**再エネ等設備の導入**に加え、**基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入**、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援(交付率：原則2/3)。
- ②**重点対策加速化事業**：再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、**地域共生再エネ等の導入**や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援(交付率：1/3-2/3、定額)。

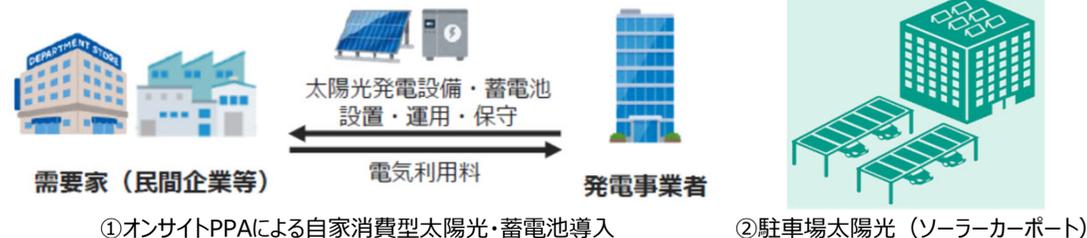


民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（環境省）

令和5年度予算額(案) 42.6億円（内数）
 令和4年度第2次補正予算額 90億円（内数）

【事業概要】

- ①初期費用ゼロでの**オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入**(補助率：定額)。
- ②駐車場、営農地、ため池等を活用した、**新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入**を促進(補助率：1/3-3/4)。



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（環境省）

令和5年度予算額(案) 58.9億円（内数）
 令和4年度第2次補正予算額 60億円（内数）

【事業概要】

- ①災害発生時に活動拠点となる公共性の高い**新築施設**について、停電時にもエネルギー供給が可能な**レジリエンス強化型のZEB**や**ZEBに資するシステム・設備に対して支援**(補助率：1/3-2/3)。
- ②災害発生時に活動拠点となる公共性の高い**既存施設**について、停電時にもエネルギー供給が可能な**レジリエンス強化型のZEB**や**ZEBに資するシステム・設備に対して支援**(補助率：2/3)。
- ③**既存施設の省CO2に資する高効率設備等の導入支援**(補助率：1/3)。

①レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB実証事業
 再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。

①新築建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB化支援事業
②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
 ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

②既存建築物のZEB化支援事業

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（環境省）

令和4年度第2次補正予算額 40億円（内数）

【事業概要】

- ① CO2削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せにより、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進し更なるCO2排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。**事業場単位で15%以上または主要なシステム単位で30%以上削減するCO2削減計画に基づく設備更新を補助**(補助率：1/3)。

【主な補助対象設備】



※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

国立大学法人法の一部改正に伴う土地等の有効活用について

- 【改正前】国立大学法人が第三者に対する土地等の貸付けが可能な場合は、以下の2通り
- ・国立大学法人法に規定される国立大学法人の業務の範囲に伴う場合（学生等の福利厚生等）
 - ・PFI法に基づき、国立大学法人の業務の範囲に附帯して民間収益施設を整備する場合

国立大学法人法を平成28年5月に改正

大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない使途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸付けることが可能に

※文部科学大臣の認可では、

- ・大学の業務の遂行に支障のない貸付け内容か
- ・貸付期間と将来的な大学の活用予定との関係は合理的か
- ・貸付相手方の対応により大学側に毀損がでないか を契約において留意しているか等を確認

⇒ 平成29年4月1日より大学より申請受付

【今後想定されるケース】

- ☑ 借りた土地の上に民間事業者が建物を建設し、その建物を他の事業者へ貸し付けてテナントとして入居させる
- ☑ 借りた土地に学外者が主に使用する駐車場を設置する
- ☑ キャンパス内の既存施設を借りてオフィスや店舗として利用する



国立大学法人法の一部改正に伴う土地等の有効活用について

土地の貸付活用事例

東京大学（令和3年3月25日認可）

（概要）

平成13年に医学部附属病院分院が閉院し、跡地の約7割は目白台国際宿舎となったが、3割は将来の有効活用用地として確保されていたため、貸付を行う。

（活用例）

貸付相手を公募し、クリニック、薬局、学童保育、サービス付き高齢者向け住宅、老人ホームなど多様な形態で貸付を実施し、地域貢献も計る。（貸付期間：65年）

※借地借家法第22条に規定される契約

（貸付期間終了後）

- 目白台国際宿舎建替えの際の代替宿舎の建設予定地。
- 貸付期間終了後、周辺地域の政策課題等に連携して対応するための予定地。



信州大学（令和3年3月25日認可）

（概要）

平成28年3月の職員宿舎取り壊し後、更地であり、当面使用予定がないため第三者に貸付を行う。

（活用例）

貸付相手方を公募し、貸付用途を住居又は集合住宅用地等として想定している。（貸付期間60年）

※借地借家法第22条に規定する契約

（貸付期間終了後）

信州大学長期ビジョンに基づく社会連携の拠点として、地域連携・交流やリカレント教育、県内企業との共同研究などに係る複合型サテライト施設を整備するための用地として使用する予定。



名古屋大学（令和3年3月25日認可）

（概要）

留学生寄宿舍用地としていた該当箇所であるが、建物の老朽化により廃止し、その土地を第三者に貸付を行う。

（活用例）

貸付相手を公募し、貸付先用途を共同住宅と想定している。（貸付期間：75年）

※借地借家法第22条に規定される契約

（貸付期間終了後）

国際性と地域性を兼ね備えた産学連携研究拠点等を建設する予定。

